

山口県
食の安心・安全推進基本計画

第3次改定版

(素案)

令和4年（2022年）12月
山口県

1 計画改定の趣旨

県では、食の安心・安全の確保に向けた取組の一層の推進を図るため、2008(平成20)年12月に、県、食品関連事業者、消費者の責務と役割を明確化するとともに、食の安心・安全に関する施策の基本となる事項を定めた「山口県食の安心・安全推進条例」を制定しました。

この条例に基づき、消費者の視点に立って実効性のある対策を実行するため、2010(平成22)年3月に「山口県食の安心・安全推進基本計画」を策定し、その後、2013(平成25)年3月に第1次改定を、2018(平成30)年11月に第2次改定を行い、本県における食の安心・安全に関する幅広い分野の施策を総合的に推進してきました。

こうした中、近年、食品衛生法等の改正をはじめ、新型コロナウイルス感染症の世界的流行による生活様式の変化や、SDGsの理念を踏まえた社会経済全体の構造変革への対応など、食の安心・安全を巡る情勢は大きく変化しています。

このような社会経済情勢の変化や、これまでの取組状況や課題を踏まえて、県政運営の指針となる新たな総合計画の策定に合わせ、第3次改定を行います。

2 計画の基本的事項

(1) 目的

食の安心・安全の確保は、くらしの安心・安全基盤の強化を図る上で極めて重要な課題であることから、本計画に基づき、消費者の視点に立って、幅広い分野の施策を総合的に推進し、本県の住み良さの向上に寄与することを目的とします。

(2) 計画の位置づけ

本計画は「山口県食の安心・安全推進条例」第8条第1項の規定に基づき、食の安心・安全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための食の安心・安全の推進に関する基本的な計画です。

また、策定にあたっては、食の安心・安全に関連するその他の関係計画等と連携・調和を図ります。

(3) 計画期間

計画期間は、2022(令和4)年度から2026(令和8)年度までの5年間とします。

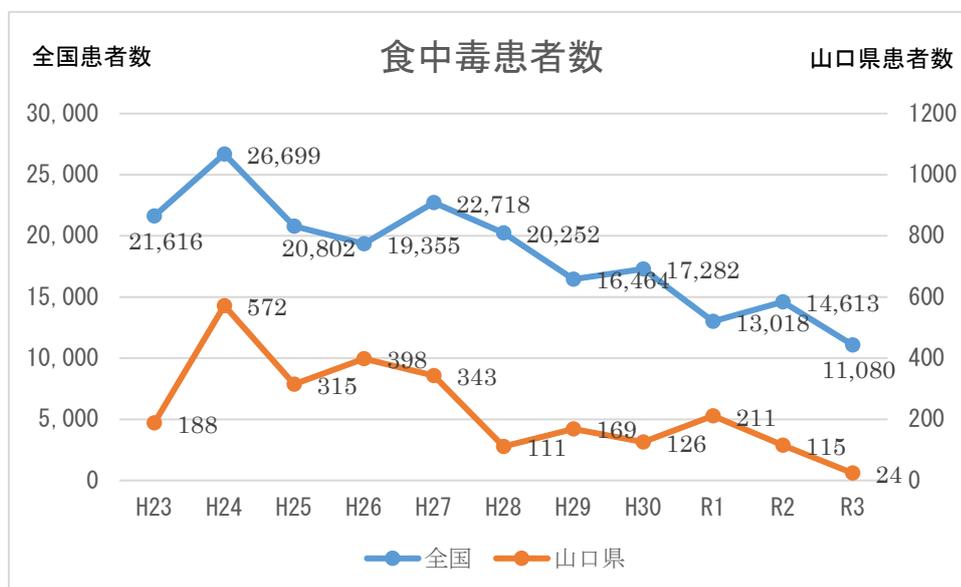
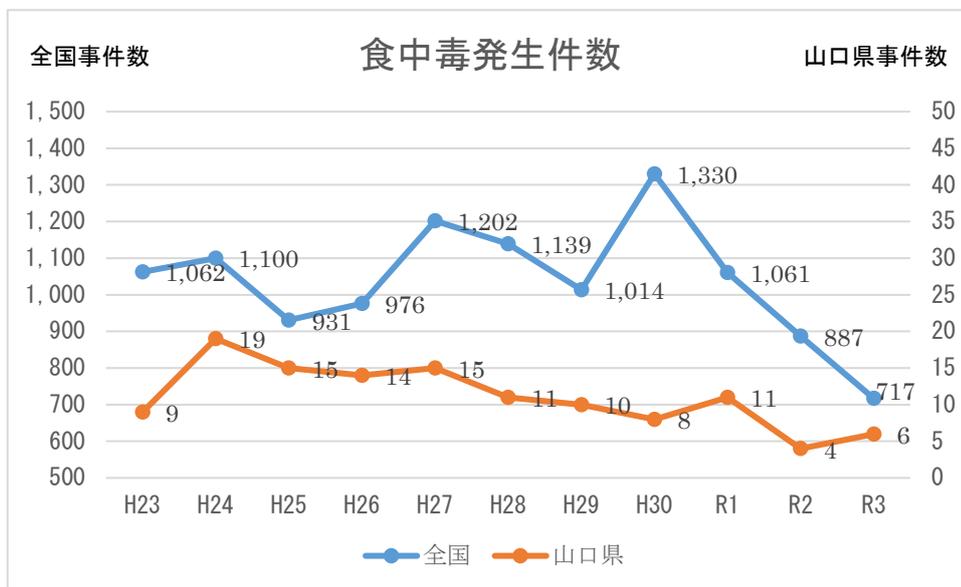
なお、社会情勢の変化や国の制度改正等により、計画期間中に内容を見直す必要が生じた場合は、「山口県食の安心・安全審議会」等の意見を踏まえ、適切に対応します。

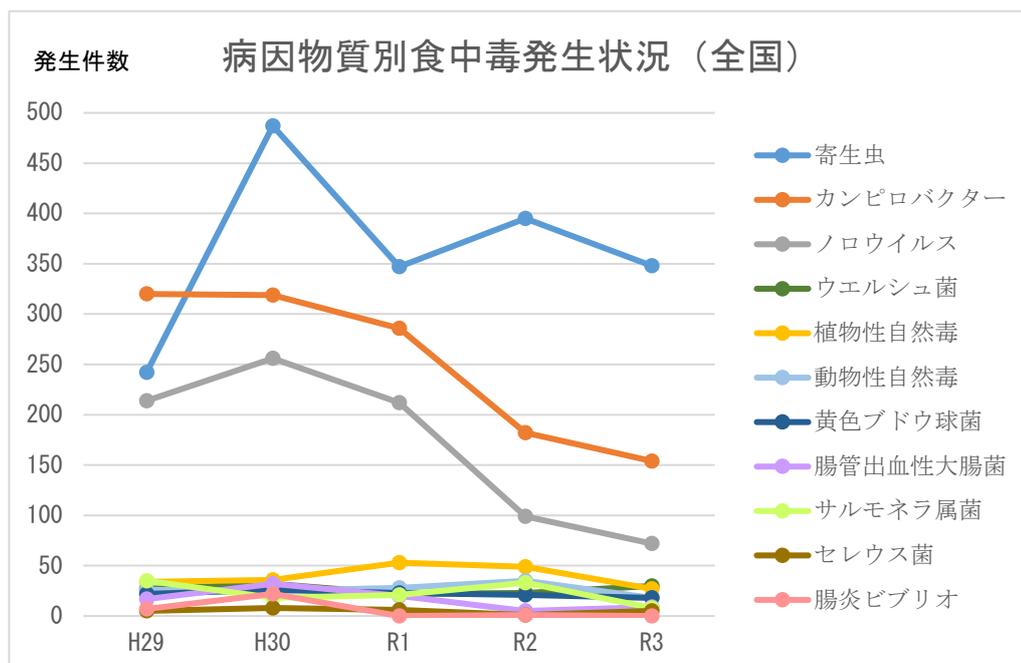
1 食品に関する事件・事故の対応

大規模食中毒対策の強化

食中毒事件の発生状況は、全国的に減少傾向にあり、山口県内の患者数は、過去10年間で最も少なくなっています。

近年の食中毒の特徴としては、ノロウイルスやカンピロバクターだけでなく、生の魚介類に由来するアニサキスによるものが多く発生しています。また、県内においては、ふぐの自家調理による食中毒も発生しています。





病因物質別食中毒発生件数及び患者数（山口県）

年別件数等 病因物質	平成29年		平成30年		令和元年		令和2年		令和3年	
	発生 件数	患者数								
サルモネラ属菌	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
腸炎ビブリオ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
腸管出血性大腸菌	0	0	0	0	1	2	0	0	0	0
黄色ブドウ球菌	0	0	1	5	0	0	1	12	1	6
ウエルシュ菌	1	36	0	0	0	0	0	0	0	0
カンピロバクター	2	13	3	11	2	7	0	0	0	0
セレウス菌	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ノロウイルス	4	105	2	98	4	161	1	88	0	0
動物性自然毒	1	1	1	1	0	0	0	0	2	3
植物性自然毒	0	0	0	0	0	0	0	0	1	2
その他(寄生虫他)	1	1	0	0	4	41	2	15	1	6
病因物質不明	1	13	1	11	0	0	0	0	1	7
合 計	10	169	8	126	11	211	4	115	6	24

2 食を取り巻く環境の変化や国の制度改正等

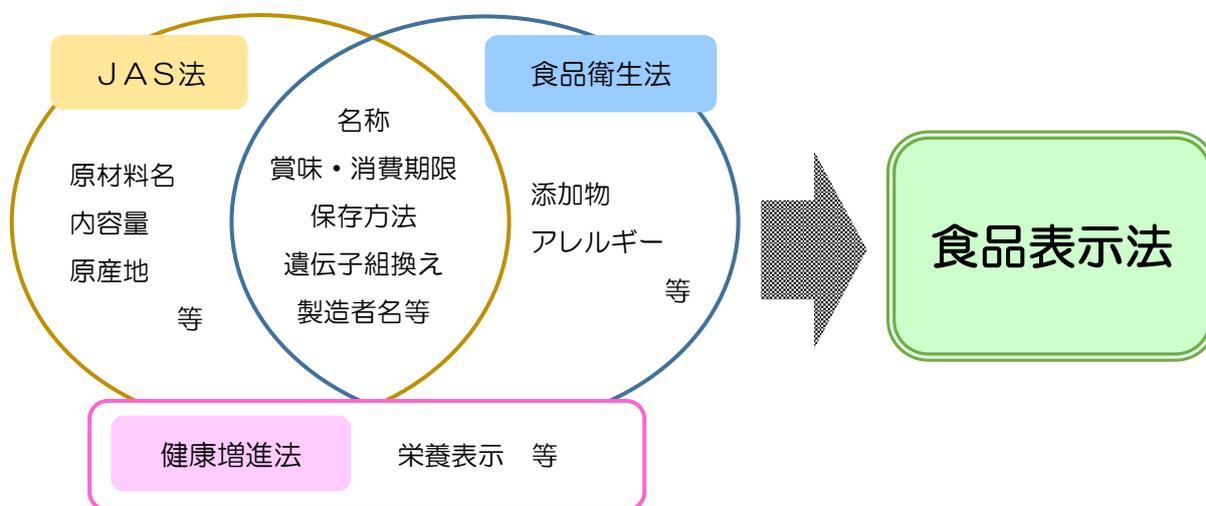
(1) 食品衛生法の改正

我が国の食を取り巻く環境の変化や国際化等に対応し食の安全を確保するため2018(平成30)年6月、食品衛生法が改正されHACCPに沿った衛生管理が制度化され、原則として全ての食品等事業者は、HACCPに沿った衛生管理を行うことが義務付けられました。(2021(令和3)年6月完全施行)

(2) 食品表示法に基づく表示制度

食品表示については、「JAS法」、「食品衛生法」、「健康増進法」の3つの法律で規定される制度でしたが、2013(平成25)年6月、これらの食品の表示に関する規定を統合して、食品の表示に関する包括的かつ一元的な制度が創設されました。(2015(平成27)年4月施行)

この新たな食品表示は、2020(令和2)年3月31日まで、従前の表示を行えるよう経過措置期間を設けておりましたが、2020(令和2)年4月1日から完全に施行されました。



(3) 新型コロナウイルス感染症の世界的流行

新型コロナウイルス感染症の世界的流行は、我々の日常生活だけではなく、食を取り巻く環境にも大きな変化をもたらしました。

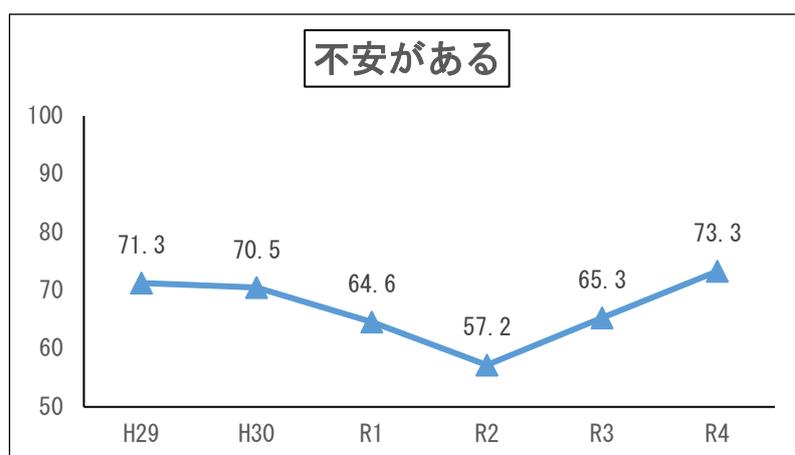
消費者、事業者ともに感染防止のための「新しい生活様式」の実践が求められ、飲食店による持ち帰りや宅配等のサービスが増加しました。

3 食に対する県民の意識

県では、食品の安心・安全について、県民の意識を把握するため、毎年度、県政世論調査を実施しています。

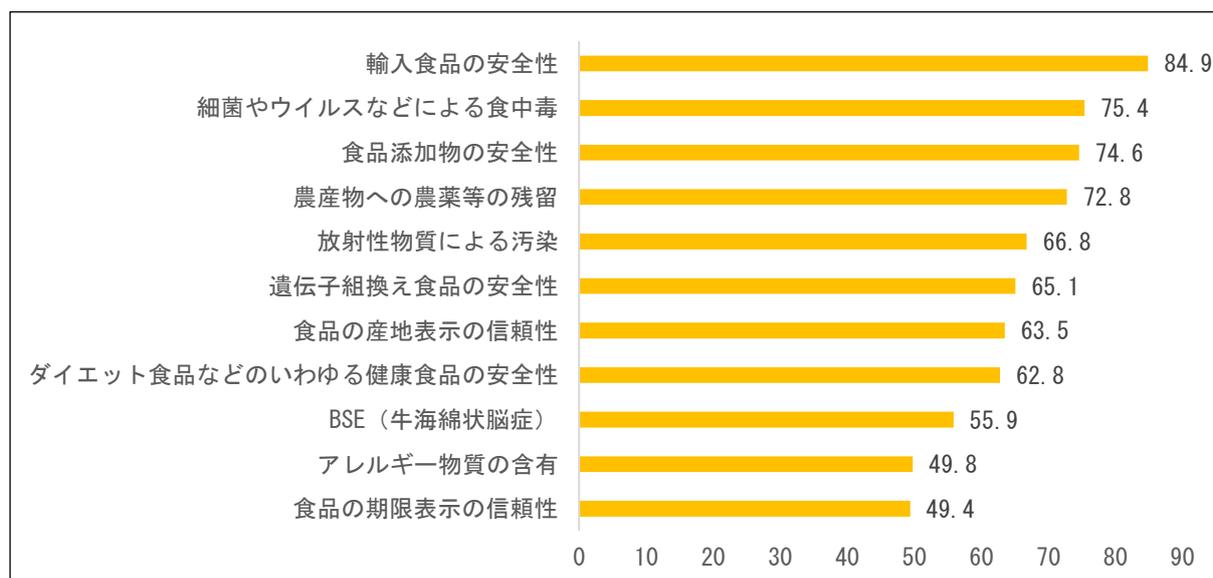
(1) 食品に対する不安

「日常生活における食品に対する不安」について、「非常に不安」、「少し不安」を合わせた「不安がある」と回答した県民の割合は73.3%となっており、令和3年度以降、増加傾向にあります。



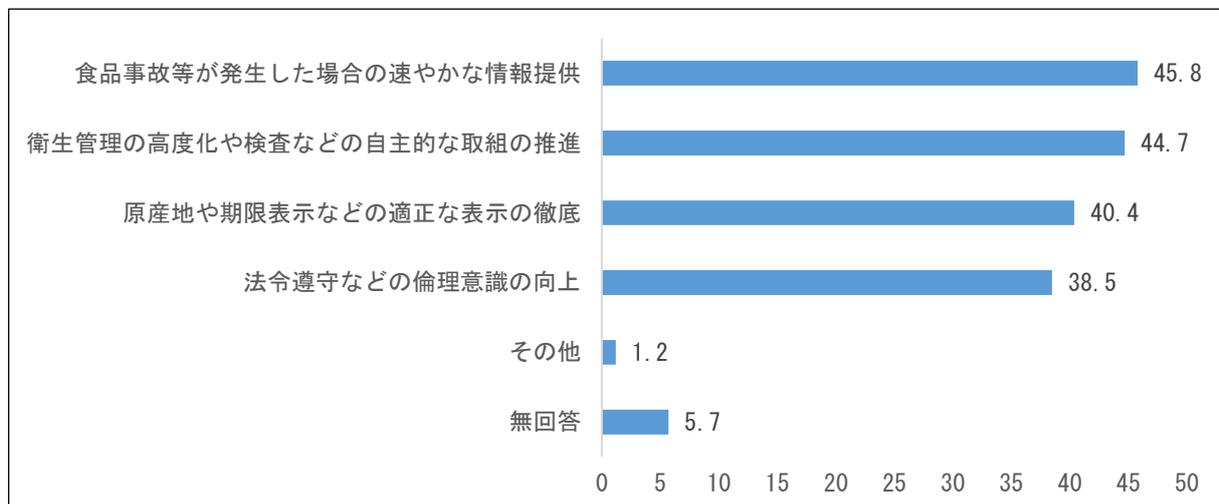
(2) 食品に対する不安の要因

不安の要因別では、「輸入食品の安全性」が84.9%と最も高く、次いで「細菌やウイルスなどによる食中毒」(75.4%)、「食品添加物の安全性」(74.6%)の順となっています。



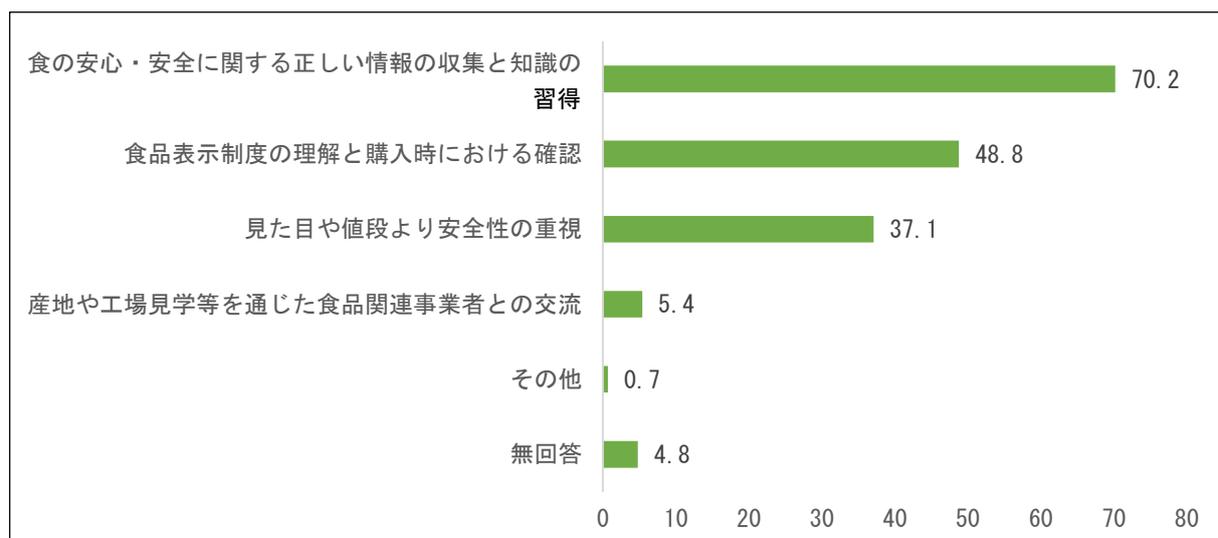
(3) 食品関連事業者に望む取組

食品関連事業者へは、「食品事故等が発生した場合の速やかな情報提供」が45.8%と最も高く、次いで「衛生管理の高度化や検査などの自主的な取組の推進」(44.7%)、「原産地や期限表示などの適正な表示の徹底」(40.4%)の順となっています。



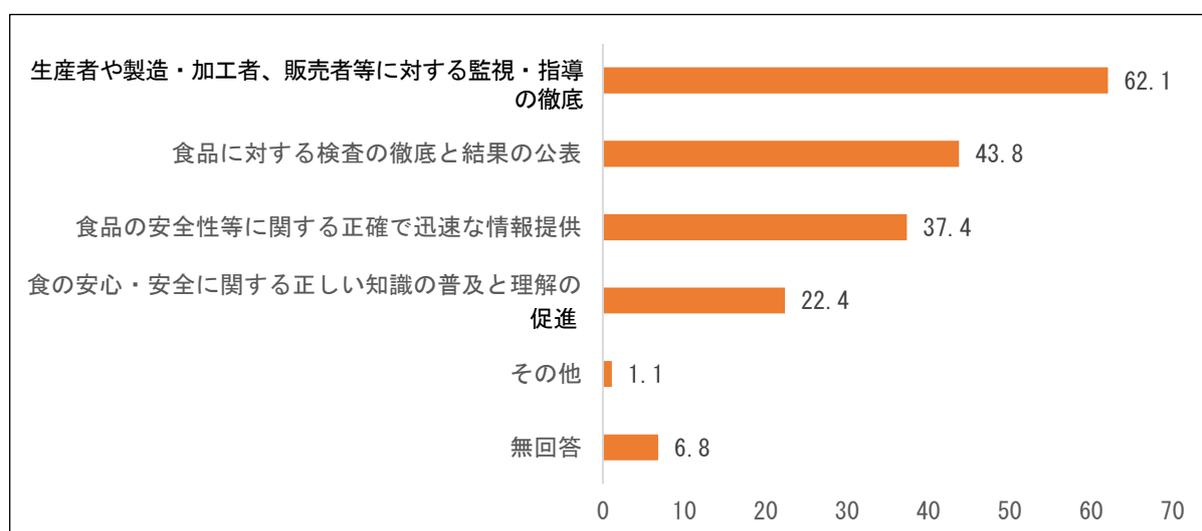
(4) 消費者に必要な取組

消費者に必要な取組は、「食の安心・安全に関する正しい情報の収集と知識の習得」が70.2%と最も高く、次いで「食品表示制度の理解と購入時における確認」(48.8%)、「見た目や値段より安全性の重視」(37.1%)の順となっています。



(5) 県に望む取組

県に望む取組は、「生産者や製造・加工者、販売者等に対する監視・指導の徹底」が62.1%と最も高く、次いで「食品に対する検査の徹底と結果の公表」(43.8%)、「食品の安全性等に関する正確で迅速な情報提供」(37.4%)の順となっています。



令和4年度県政世論調査（概要）

1 調査目的

県民の生活実感や県政への関心をはじめ、県の広報、各種施策に対する意識などを把握し、今後の県政運営及び施策立案の基礎資料として活用する。

2 調査設計

- (1) 調査地域 山口県全域
- (2) 母集団 18歳以上の男女個人
- (3) 標本数 3,000人
- (4) 抽出方法 層化二段無作為抽出
- (5) 調査方法 郵送及びWEBによる回答（調査期間中に協力依頼状を1回発送）
- (6) 調査時期 2022年6月14日（火）～7月4日（月）

3 回収結果

有効回収数（率） 1,368（45.6%）

第3章

これまでの取組状況と課題

1 山口県食の安心・安全推進基本計画(第2次改定版)の概要

2018(平成30)年11月に改定した山口県食の安心・安全推進基本計画(第2次改定版)では、「食の安全」、「食の安心」、「参画と協働」の3つの柱を基本として、これまでの計画に基づく取組等を踏まえ、(1)衛生管理の高度化や食品表示適正化等に向けた自主的な取組の促進、(2)県民の食品安全に関する理解の促進、(3)生産者・事業者の法令遵守の徹底、(4)監視・検査等による安全確保の徹底を重点的な取組として設定し、23項目の目標指標を掲げて着実に食の安心・安全を推進してきました。

2 目標となる指標の達成状況

目標となる指標(23項目)の達成状況は次のとおりであり、概ね順調に推移しています。

(A：達成率100% B：達成率70～100% C：達成率70%未満)

※：新型コロナウイルス感染症により進捗に影響が生じた項目

施策の方向	達成率(項目数)		
	A	B	C
1 食の安全			
(1)食品の安全確保に向けた自主的な取組の促進	2		
(2)生産段階での安全性の確保	4		1
(3)製造・加工、流通段階での安全性の確保	1	1	2※
(4)食品検査の実施			1※
合 計	7	1	4
2 食の安心			
(1)食品表示適正化に向けた自主的な取組の促進		1※	1
(2)関係機関が連携した食品表示の監視	1	1※	
(3)リスクコミュニケーションの推進		1	1※
(4)食の安心・安全に関する情報の積極的な発信	1		1※
合 計	2	3	3
3 参画と協働			
(1)県民運動の推進		1	
(2)食育の推進	1	1	
合 計	1	2	

【数値目標の達成状況】

指 標 名		基準値	最終値	目標値	達成状況
1 食の安全～生産から消費に至る食品の安全性の確保～					
食品の安全確保に向けた自主的な取組の促進	HACCP支援チーム支援事業所数（累計）	18事業所	717事業所	R3年度 100事業所	達成
	HACCPに関する講習会の開催回数	14回/年	32回/年	R3年度 20回/年	達成
生産段階での安全性の確保	JGAP認証件数（累計）	12件	40件	30件	達成
	鳥インフルエンザモニタリング実施率	100%	100%	100%	達成
	動物用医薬品の使用実態調査実施率	100%	100%	100%	達成
	貝毒プランクトンモニタリング実施率	100%	100%	100%	達成
	エコやまぐち農産物認証件数	555件	442件	650件	68.0%
製造・加工、流通段階での安全性の確保	食中毒発生件数（過去5年間平均）	13件	7.8件	減らす	達成
	食品営業施設の監視指導実施率	86.3%	44.3%	維持する	51.3%※
	輸入食品の安全性に関する県民の不安	83.0%	R4年度 84.9%	減らす	97.8%
	輸入食品の検査件数	280件/年	187件/年	維持する	66.8%※
食品検査の充実	人口10万人当たりの食品の検査件数	263件	149件	維持する	56.7%※
2 食の安心～食に関する信頼性の向上と積極的な情報の提供～					
食品表示適正化に向けた自主的な取組の促進	表示適正事業所数（累計）	5事業所	5事業所	20事業所	25.0%
	食品表示責任者数	2,398人	1,996人	2,700人	73.9%※
関係機関が連携した食品表示の監視	食品表示合同パトロールの実施店舗数	249店舗/年	187店舗/年	維持する	75.1%※
	食の安心モニターの委嘱者数（累計）	450人	R4年度 700人	700人	達成
リスクコミュニケーションの推進	リスクコミュニケーションの実施回数	38回/年	21回/年	45回/年	46.7%※
	食の安心コミュニティ活動リーダー登録者数	67人	59人	維持する	88.1%
食の安心・安全に関する情報の積極的な発信	食の安心・安全メーリングリスト登録者数	2,760人	2,815人	維持する	達成
	若い世代を対象とした講習会等への参加者数	295人/年	84人/年	500人/年	16.8%※
3 参画と協働～地域社会全体で取り組む食の安心・安全～					
県民運動の推進	食品に対する県民の不安	71.3%	R4年度 73.3%	減らす	97.3%
食育の推進	食育に関心を持っている県民の割合	74.0%	73.8%	90%以上	82.0%
	食品ロス取組協力店舗数（累計）	269店舗	357店舗	300店舗以上	達成

基準値：H29年度、最終値：R3年度（一部R4年度）、目標値：R4年度（一部R3年度）

※：新型コロナウイルス感染症により進捗に影響が生じた項目

3 これまでの計画の取組状況と課題

(1) 衛生管理の高度化や食品表示適正化等に向けた自主的な取組の促進

- 食品衛生法改正により制度化されたHACCPに沿った衛生管理の導入に向けた講習会の開催や「HACCP支援チーム」による事業者へ支援、事業者が行う研修会への講師派遣、食品表示適正化のための「食品表示責任者」の養成などにより、事業者の自主的な取組を促進しました。
- HACCPに沿った衛生管理は、取り扱う食品の特性に応じて食品関連事業者の取組も様々で、また、新型コロナウイルスの感染拡大による影響もあり、HACCPの導入後も運用に課題を抱える小規模事業者も多いことから、HACCPの適切な運用に向けた食品関連事業者へのきめ細かな支援が必要です。
- 飲食店における感染防止対策を県が認証する「やまぐち安心飲食店認証制度」を創設し、コロナ防止対策を促進することにより、県民が安心して飲食店を利用できる環境づくりを推進しました。

(2) 県民の食品安全に関する理解の促進

- 事業者や県による積極的な情報発信や、「やまぐち食の安心・安全推進協議会」等を通じた食品関連事業者と消費者との意見交換会の開催により、食に関する理解を促進しました。
- 新型コロナウイルスの感染拡大により、対面型の講習会や意見交換会の開催が困難となったため、オンラインによる工場見学など、感染症対策をふまえた取組が求められます。
- 消費者が食の安心・安全に関心をもち、正しい情報に基づいて、幅広い知識や理解を深めるために、食品関連事業者、消費者、県が一体となって、情報共有を図る機会を一層拡大していくことが必要です。

(3) 生産者・事業者の法令遵守の徹底

- 立入検査や監視指導、食中毒予防に関する普及啓発等を通じ、生産者・事業者のコンプライアンスの徹底を図りました。
- 食に関する信頼性を確保するため、引き続き、関係法令に基づいた適切な措置を講ずるよう生産者・事業者の法令遵守の徹底に向けた取組を推進することが必要です。

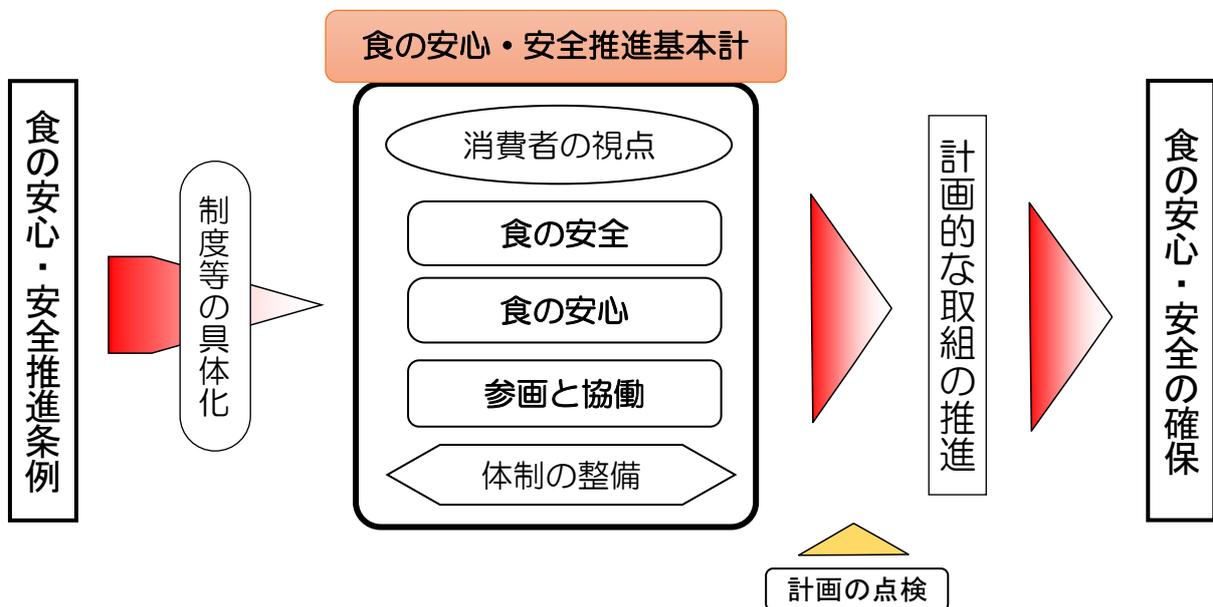
(4) 監視・検査等による安全確保の徹底

- 生産から消費に至る各段階において、関係法令や計画等に基づいた効率的かつ効果的な監視指導や検査等を実施しました。
- 監視指導や検査等が、H A C C Pに沿った衛生管理の制度化などの新たな制度に対応し効果的に行われるよう、手法や内容等を継続的に見直すことが必要です。
- 食に対する信頼性の向上を図るため、消費者に対し、県による監視指導・検査等の実施状況や実施結果などを、迅速かつ正確に情報提供することが必要です。

第4章 改定の視点

1 計画の構成

条例の基本理念である「県民の健康の保護」と「食品の信頼性の確保」が最も重要であるという基本的認識の下、本計画においても、引き続き、「食の安全」、「食の安心」、「参画と協働」の3つの大きな柱を基本として、消費者の視点に立った取組を推進します。



2 食の安心・安全の確保の推進に向けた重点的な取組

これまでの取組を踏まえ、国の制度改正や今後の課題に的確に対応するため、重点的な取組を設定します。

(1) 自ら実施する衛生管理の充実化や食品表示適正化に向けた取組の促進

事業者自らが、H A C C Pに沿った衛生管理を適切に運用できるよう、事業者による衛生管理計画の見直し、適切な運用に向けた助言、適正な食品表示が行われるための食品表示制度の周知徹底など、食品関連事業者の自主的な取組の促進に向けた支援を実施します。

(2) 県民の食品安全に関する理解の促進

事業者によるH A C C Pに沿った衛生管理や表示適正の取組や県の監視・指導の活動などの食の安心・安全に関する情報を、デジタル技術をはじめとする様々な手法を活用し、広く県民に届くよう積極的に発信し、県民の食に対する信頼の確保を図ります。

また、「やまぐち食の安心・安全推進協議会」等を通じた食品関連事業者との連携の強化や、消費者の自主的な活動の支援により、食に関する幅広い理解を促進することにより、食品関連事業者、消費者、県が一体となって、食の安心・安全に関する機運を醸成します。

(3) 監視・検査等による安全確保の徹底

H A C C Pに沿った衛生管理の制度化など、新たな制度を踏まえ、食品の安全性確保に向け、生産から消費に至る一貫した監視指導や検査等を効果的かつ継続的に実施します。

(4) 生産者・事業者の法令遵守の徹底

生産者・事業者が、食の安心・安全の確保に第一義的責任を有することを認識し、関係法令に基づき、適切な措置を講ずるよう、法令遵守の徹底を図ります。

1 食の安全 ～生産から消費に至る食品の安全性の確保～

(1) 自ら実施する食品の安全確保に向けた取組の促進

食品の安全性を確保するため、HACCPに沿った衛生管理をはじめとした食品関連事業者の自主的な取組を促進するとともに、食品の安全性に関する知識と技術の習得を支援します。

① HACCPに沿った衛生管理の啓発の強化

- ・ 小規模事業者をはじめとする食品関連事業者が、HACCPに沿った衛生管理を適切に実施できるよう、「HACCP指導チーム」を編成し、製造現場等において実践的できめ細かい指導・助言を行います。
- ・ 県内の食品製造施設で製造された食品の検査結果等をもとに、事業者が取り組む衛生管理について指導・助言を行います。
- ・ 食品関連事業者が、HACCPに沿った衛生管理を適切に実施できるよう、事業者の取組に応じた講習会を開催します。
- ・ 従業員向け研修教材の公開やパンフレットの配布、SNS等を通じた情報発信等により、HACCPに沿った衛生管理の適切な実施に向けた啓発を行います。
- ・ 業界団体等が開催する食品衛生営業許可の更新講習会等において、HACCPに沿った衛生管理の実施に関する実務レベルの講義を行います。

② 人材の育成

- ・ HACCPに沿った衛生管理の適切な実施に向け、食品の安全確保の役割を担う「食品衛生責任者」や「食品衛生指導員」を対象として業界団体等が開催する衛生講習会等に「食品衛生監視員」等を講師として派遣します。
- ・ HACCPに沿った衛生管理の適切な実施に向け、オンラインによる従業員向け講習会の開催など、調理上の衛生管理の向上に必要な知識の習得に向けた取組を推進します。
- ・ 県内全食品関連事業者へHACCPに沿った衛生管理の適切な実施を促進するため、国や自治体等が開催する「HACCP指導者養成研修」等に「食品衛生監視員」を派遣し、「食品衛生監視員」の資質向上を図ります。

③自主回収届出制度の徹底

- ・食品衛生法及び食品表示法に基づく食品等のリコール（自主回収）情報の届出制度により、食品関連事業者が行う食品等のリコール情報を行政が確実に把握し、的確な監視指導や消費者への情報提供につなげ、食品による健康被害の発生の防止を図ります。

【目標となる指標】

指 標 名	基準値 (令和3年度)	目標値 (令和8年度)
H A C C P 監視指導の実施率	—	100%
H A C C P に関する講習会の開催回数	32回/年	維持する

(2) 生産段階での安全性の確保

生産段階における食品の安全性を確保するため、生産者・事業者の取組への支援や、法令・制度等の周知徹底、監視指導、検査、その他必要な措置を講じます。

①農産物の安全性の確保の推進

- ・農薬の適正使用に向けた指導やマイナー作物の農薬登録促進、出荷前農産物の残留農薬検査や有害物質リスク低減対策等の取り組みを推進します。
- ・「農薬取締法」に基づいた農薬販売業者への立入検査の実施や「肥料の品質の確保等に関する法律」に基づいた肥料販売業者への指導を徹底します。
- ・「農薬適正使用推進員」や「農薬管理指導士」の養成・登録を推進し、農薬の適正使用を促進します。
- ・農業における食品安全、環境保全、労働安全等に係る生産工程管理の取組である「GAP」の推進を通じて、生産段階における安全性確保や衛生管理を一層強化します。

②畜産物の安全性の確保の推進

- ・家畜伝染病の発生予防対策として、家畜伝染病予防法に基づく飼養衛生管理基準の遵守を指導します。
- ・家畜伝染病の発生の際に迅速な初動対応が行えるよう、防疫演習の実施や必要な防疫資材の備蓄を進めます。
- ・高病原性鳥インフルエンザの発生予察のためにモニタリング検査を実施します。
- ・畜産農家や診療獣医師を対象に、動物用医薬品の適正使用を指導します。
- ・飼料安全法に基づき、飼料の適正な製造・販売及び適正使用を指導します。

③水産物の安全性の確保の推進

- ・全国養殖衛生管理推進会議への出席、養殖衛生管理に係る研修会の開催、養殖場調査の実施、魚類防疫員等による水産用医薬品の適正使用指導の強化、養殖状況の把握等により、養殖魚介類の疾病リスク管理等の推進を図ります。
- ・貝毒プランクトンのモニタリングによる貝毒発生の早期把握に努め、規制値を超えた貝類の出荷自主規制措置等、産地段階におけるリスク管理を適切に実施します。
- ・国からの情報収集や研修会への参加により、新奇有毒プランクトンに関するモニ

タリング技術の向上を図ります。

- ・安心・安全な養殖水産物の生産・供給体制を確立するため、魚介類の水産用医薬品残留検査や養殖場実態調査の実施、県内養殖業者向けの研修会の開催等により、水産用医薬品等の適正使用について指導します。

④出荷段階での農林水産物の安全性の確保

- ・条例に基づき、食品衛生法に基づく基準を超えて農薬等が残留している農林水産物が市場に流通しないよう出荷を制限します。

⑤生産部局と連携した食肉衛生検査

- ・と畜検査及び食鳥検査においては、家畜生産部局と疾病等に関する情報交換を密に行い、対象疾病を的確に排除します。
- ・BSE検査については、国の方針を踏まえて適切に実施します。

【目標となる指標】

指 標 名	基準値 (令和3年度)	目標値 (令和8年度)
国際水準GAPの認証件数(累計)	40件	50件
鳥インフルエンザモニタリング実施率	100%	100%
動物用医薬品の使用実態調査実施率	100%	100%
貝毒プランクトンモニタリング実施率	100%	100%

(3) 製造・加工、流通段階での安全性の確保

製造・加工、流通段階における食品の安全性を確保するため、食品関連事業者が取り組む自主的な活動への支援や、法令・制度等の周知徹底、監視指導、検査、その他必要な措置を講じます。

①食品衛生監視指導計画に基づく効果的な監視指導

- ・ 食中毒の発生状況等を踏まえ、毎年度策定している「山口県食品衛生監視指導計画」において、「HACCP指導チーム」による監視指導をはじめとする現地調査を強化するなど、食品等事業者に対する監視指導を重点的、効率的かつ効果的に実施します。

②食中毒等の未然防止及び拡大・再発防止

- ・ 大規模食中毒が発生するおそれがある旅館、弁当調製施設、給食施設等の大量調理施設に対しては、事故の未然防止を図るため、夏期や年末の一斉監視指導等の重点的な監視や衛生講習により、「大量調理施設衛生管理マニュアル」に基づく衛生管理の徹底を指導します。
- ・ フグによる食中毒を防止するため、ふぐ処理師免許制度により正確な知識と技能を有する者による処理を徹底するとともに、自家調理による食中毒の防止に向けた県民への啓発を行います。
- ・ 食中毒発生時には、「山口県食中毒処理対策要綱」に基づき、速やかな調査を実施し、被害の拡大・再発防止に努めます。
- ・ 感染症や毒劇物の混入が疑われる事件については、「山口県健康危機管理要綱」に基づき、関係部局が連携して、迅速かつ適切な対応を図ります。

③米穀等の適正な流通の確保

- ・ 「主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律」（食糧法）及び「米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律」（米トレーサビリティ法）に基づく指導や検査を実施するとともに、同法について、事業者に対する効果的な普及啓発を実施します。

④県内に流通する食品の安全性の確保

- ・ 「山口県食品衛生監視指導計画」に基づき、県民の最も大きい不安要因となっている輸入食品をはじめ、県内の食品製造施設や食品販売店等で製造・販売されている食品を収去し、残留農薬、食品添加物、成分規格等の検査を重点的かつ計画的に実施します。

- ・検査等の結果は、県ホームページ等で速やかに公表します。
- ・輸入食品の安全性を確保するため、輸出国における衛生対策の確立や検疫所における監視指導体制の強化、試験法の開発など、輸入食品の安全性について責任を有する国に対策の強化を要望します。

⑤健康食品等による健康被害の未然防止

- ・「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に基づく薬事監視の中で、店舗等での販売実態から無承認無許可医薬品に該当する健康食品等は、製造販売元の都道府県に通報及び該当商品の撤去等を行い、消費者の誤解等による健康被害の未然防止を図ります。
- ・また、健康食品等による健康被害情報を収集し、県ホームページ等による注意喚起に取り組みます。

⑥食品検査の信頼性の確保

- ・試験検査を行う施設ごとに「GLP」に基づく精度管理を実施するとともに、必要に応じて第三者機関による精度管理調査を行い、試験検査の信頼性の確保に努めます。
- ・今後、導入が見込まれる ISO/IEC17025 等の国際標準に沿った業務管理に対応し、必要な管理体制や標準作業書等の見直しを行います。

【目標となる指標】

指標名	基準値 (令和3年度)	目標値 (令和8年度)
食中毒発生件数（過去5年間平均）	7.8件	減らす
食品営業施設の監視指導実施率	71.4% (令和元年度)※	100%
輸入食品の安全性に関する県民の不安	84.9% (令和4年度)	減らす
監視指導計画に基づく収去検査の実施率	98.1% (令和元年度)※	100%

※令和2年度以降、新型コロナウイルス感染症に係る保健所業務の増加に伴い、監視指導件数が極端に減少したため、基準値を上記年度とする。

2 食の安心 ～食に関する信頼性の向上と積極的な情報の提供～

(1) 食品表示適正化に向けた自主的な取組の促進

食品表示責任者の養成、食品表示ステップアップ制度などを通じて、適正な食品表示に向けた食品関連事業者による自主的な取組を支援します。

①事業者の自主管理の取組の促進

- ・ 表示適正事業所認定制度を発展させ、食品表示の管理の体制を段階的に評価する「食品表示ステップアップ制度」を創設し、適正な食品表示の徹底に向けた事業者の取組を促進します。

②人材の育成

- ・ 「山口県食の安心・安全推進条例」第27条に規定する「食品表示責任者」を養成するため、食品関連事業者に対し、「食品表示責任者養成講習会」等、食品表示に係る関係法令や制度等に関する講習会を開催します。
- ・ eラーニングを用いた講習会等、事業者の利便性に配慮した取組により、食品表示の専門的知識を有する人材の育成を促進します。

【目標となる指標】

指 標 名	基準値 (令和3年度)	目標値 (令和8年度)
食品表示ステップアップ制度参加事業所数(累計)	—	2,500事業所
食品表示責任者数	1,996人	2,700人

(2) 関係機関が連携した食品表示の監視

食品表示について、関係機関が連携して、法令や制度等の周知徹底を図るとともに、効果的な監視指導、助言を行います。

①食品表示制度に関する普及啓発

- ・消費者が適正な食品表示を理解するため、「食の安心・安全お届け講座」等により正しい知識の習得を図ります。
- ・関係法令や制度が変更された場合は、講習会の開催や関係団体への通知、県ホームページへの掲載等により、食品関連事業者や消費者へ周知します。

②関係機関と連携した監視指導

- ・通報・相談等については、「山口県食品表示監視協議会」を通じて速やかに関係機関で情報を共有化し、共通認識のもと機動的な対策を講じます。
- ・国、県、市など、関係機関で構成する「監視チーム」等により、効果的かつ機動的な監視指導を行います。

③専門的な知識を有する消費者の育成と活動の促進

- ・関係団体と連携した講習会等を通じて、食品表示の専門的な知識を有する消費者である「食の安心モニター」を育成するとともに、県下全域で「食の安心モニター」による食品表示のモニタリングを実施します。

【目標となる指標】

指 標 名	基準値 (令和3年度)	目標値 (令和8年度)
食品表示監視実施件数	1, 360件/年	維持する
食の安心モニターの委嘱者数(累計)	700人 (令和4年度)	900人

(3) リスクコミュニケーションの推進

食品の有するリスクについて、生産者・事業者と消費者が意見交換等を実施する機会を提供するとともに、消費者による自主的な取組を促し、相互理解の促進と信頼関係の構築を図ります。

①意見交換会の開催等の自主的な取組の促進

- ・産地見学や工場見学、意見交換等の機会の提供を通じて、生産者・事業者と消費者の相互理解の促進と信頼関係の構築を図ります。
- ・地域コミュニティ活動の一環として、主体的に食品関連事業者との意見交換会等を実施する県民を「食の安心コミュニティ活動リーダー」として登録し、研修会等を通じて必要な知識の習得や食に関する情報を提供することにより、県民による自主的な活動の促進を図ります。
- ・「やまぐち食の安心・安全推進協議会」の構成団体による生産者・事業者と消費者の相互理解に向けた意見交換会を開催するなど、その自主的な活動の促進を図ります。
- ・意見交換会等を開催する際には、必要に応じて国や大学等の専門家を活用するなど、内容の充実を図ります。

②オンライン等を活用したリスクコミュニケーションの推進

- ・オンラインによる施設見学や意見交換会等を実施し、リスクコミュニケーションの場に参加しやすい環境づくりを進めます。

③人材の育成

- ・生産から消費に至るそれぞれの立場での食品のリスクに関する意見を、正しく理解し、リスクコミュニケーションを推進できる人材を養成します。

【目標となる指標】

指標名	基準値 (令和3年度)	目標値 (令和8年度)
リスクコミュニケーションの実施回数	21回/年	45回/年
食の安心コミュニティ活動リーダー登録者数	59人	維持する

(4) 食の安心・安全に関する情報の積極的な発信

食の安心・安全に関するさまざまな情報の収集に努めるとともに、積極的な情報発信により、食に関する信頼性の向上を図ります。また、食に関する県民からの相談や問い合わせに適切に対応します。

① 正確な情報の収集と積極的な発信

- ・科学的知見に基づく情報や違反食品などに関する情報を収集・整理・分析し、正確な情報を提供します。
- ・国が行う輸入食品検査等の取組や、県が行う食品検査結果等の食の安心・安全に関する県の取組や食品の安全性に関する情報を、県ホームページや「やまぐち食の安心・安全メール」、SNSなどを活用して積極的に発信します。
- ・「やまぐち食の安心・安全推進協議会」を通じた関係団体への情報提供をはじめ、SNSや図書館などを活用した、若い世代をはじめとした幅広い年齢層に対する情報の発信を行います。

② 迅速な情報の共有化

- ・健康被害事案や自主回収などの緊急情報等については、「やまぐち食の安心・安全推進協議会」で設置した情報ネットワークや、県ホームページ、SNSなどを活用して、迅速な情報共有を図ります。

③ 食に関する正しい知識の普及啓発

- ・「食の安心・安全お届け講座」等の県民を対象とした講習会の開催などを通じて、食に関する正しい知識の普及と理解の促進に取り組みます。
- ・イベント等のさまざまな機会を通じて、食の安心・安全に関する情報を、パネルやリーフレット等を活用してわかりやすく周知します。
- ・「食品衛生月間」（8月）を中心として、子どもや保護者を対象とした「食の安心・安全体験教室」の開催や、幼稚園・保育所への情報発信、SNSを活用した情報発信など、若い世代に向けた情報の発信を行います。

④ 相談等への適切な対応

- ・「食の安心相談員」の配置、「食の安心ダイヤル」や「食の安心相談室」の設置により、県民からの相談等に適切に対応します。

【目標となる指標】

指 標 名	基準値 (令和3年度)	目標値 (令和8年度)
食の安心・安全の情報発信に係る登録者数	2, 8 1 5人	4, 0 0 0人
若い世代を対象とした講習会等への参加者数	6 3 6人/年 (令和元年度) ※	維持する

※新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年度以降、講習会等の中止が相次いだため、基準値を令和元年度とする。

3 参画と協働 ～地域社会全体で取り組む食の安心・安全～

(1) 県民運動の推進

「やまぐち食の安心・安全推進協議会」を中心として、県民自らが知識の習得や理解を深め、食品関連事業者や県と一体となって、食の安心・安全の確保に向けた積極的な取組を推進します。

① 「やまぐち食の安心・安全推進協議会」を通じた協働の推進

- ・産地見学や工場見学、意見交換に加え、生産者・事業者の先進的な取組を情報提供するなど、消費者との相互理解の促進と信頼関係の一層の強化を図ります。
- ・輸入食品の安全性や食中毒予防など、消費者の関心が高い事項に関して、構成団体相互の情報交換や効果的な情報提供の手法等の検討を行い、県民の食に関する不安の解消や理解の促進を図ります。

② 県民参画の促進

- ・「食の安心モニター」や「食の安心コミュニティ活動リーダー」の育成・活動にSNSを取り入れる等、特に若い世代の県民の参画を促進します。
- ・食の安心・安全の重要性に関する県民の意識を高めるため、「食を考える日」（毎月第3日曜日）を通じて、各種広報媒体やイベント等の活用による普及啓発を実施します。

③ デジタル技術を活用した県民運動の推進

- ・オンラインによる施設見学やWEB会議方式による意見交換会の開催の促進などにより、事業者と消費者が相互理解を図りやすい環境づくりを促進します。
- ・デジタルサイネージ等を活用した食品衛生月間などの周知・啓発により、家庭も含めた食中毒防止の取組みを促し、食の安心・安全に向けた機運を醸成します。

【目標となる指標】

指標名	基準値 (令和4年度)	目標値 (令和8年度)
食品に対する県民の不安	73.3%	減らす

(2) 食育の推進

食の大切さを理解し、食に関する正しい知識や判断力を身に付け、生涯にわたり健全な食生活を実践できるよう、市町や関係団体等と連携して食育を推進します。

①家庭における食育の推進

- ・子どもたちが学校等で習得した知識や技能を家庭での実践につなげるよう、学校等での取組について情報発信に努めるとともに、子どもと保護者が共に学べる機会の充実を図ります。
- ・食の楽しさや食に関する基礎知識等を習得する重要な機会である「共食」について、理解の促進を図ります。

②学校、保育所等における食育の推進

- ・健康状態や栄養状態の維持向上等のため、児童生徒が、食に対する正しい知識と食品を選択する能力等を身に付け、家庭での実践を図れるよう、学校と保護者が連携し、食に関する指導の充実を図ります。
- ・保育所において、子どもの生活に沿った柔軟な援助が積極的に行われるよう支援するとともに、保護者が食育に関心が持てるような啓発、指導・助言ができる体制整備が行われるよう支援します。

③地域における食生活改善のための取組の推進

- ・生活習慣病の発症・重症化の予防や改善に向け、健全な食生活が実践できるよう市町や関係機関と協力し、生活習慣の改善に取り組むとともに、乳幼児から高齢者までの各ライフステージに応じた歯科保健分野からの食育を推進します。
- ・健全な食生活を実践するため、「食生活指針」の活用促進を図るとともに、「食事バランスガイド」に基づくイラスト表示を行う飲食店等の取組を促進し、生活習慣病の発症・重症化の予防や改善に向けて取り組みます。
- ・若い世代に対する食育の推進のため、幼稚園、保育園、小・中学校、高等学校等で継続した指導が行えるよう、異校種間の連携した取組を進めます。

④生産者と消費者との交流の促進等

- ・生産者、流通・加工業者、消費者が協働した県産農林水産物の需要拡大に努めるとともに、学校、生産者、生産者団体、加工業者、流通業者等の連携を強化し、学校給食への供給が円滑に行われる体制整備を図り、学校給食の食材として、地場産の農林水産物の使用を促進します。

- ・ 県民、事業者、関係団体、市町等と連携・協働し、「山口県食品ロス削減推進協議会」による家庭や外食等での食品ロスを削減する取組を全県的に展開します。

⑤食育推進運動の展開

- ・ 行政、保健、医療、教育関係者、農林漁業者、食品関連事業者、ボランティア等の多様な関係者による主体的な取組を促し、関係者による情報共有や意見交換、連携した取組を促進します。
- ・ 地域で活動している食生活改善推進員等のボランティアによる食育活動が活発に行われ、ボランティア活動に参加する県民が増加するよう市町と連携して取組を支援します。
- ・ 「食育月間」（6月）や「食育の日」（毎月19日）を中心として、公共メディアや県ホームページ等を通じ、重点的かつ効果的な普及活動を実施します。

【目標となる指標】

指 標 名	基準値 (令和3年度)	目標値 (令和8年度)
食育に関心を持っている県民の割合	73.8%	90%以上
やまぐち食べきり協力店店舗数（累計）	357店舗	420店舗以上

(3) 地産・地消の推進

生産者、流通・加工関係者、消費者の協働による流通販売対策や、学校給食等における県産農林水産物等の利用促進などにより地産・地消の取組を進め、県産農林水産物の需要拡大を進めます。

① 「販売協力店」等 地産・地消推進拠点と協働した需要拡大

- ・「販売協力店」、「やまぐち食彩店」などの地産・地消推進拠点の拡大を図ります。
- ・県独自のデジタルツール（「デジタルサイネージ」や「ぶちうま！アプリ」）を活用し、幅広い世代に対し、需要拡大を図ります。

② 学校給食における地産・地消

- ・「山口県学校給食県産食材利用拡大協議会」等と連携し、普及啓発の促進等、学校給食における地場産食材の使用を促進します。また、生産者等と連携し、地場産食材を活用した給食献立の工夫と食に関する指導により、食育の充実に取り組みます。

第6章 計画の推進のために

1 体制の整備

(1) 総合的な推進体制の整備

○附属機関の設置と関係部局の連携による体制の整備

- ・「山口県食の安心・安全推進条例」第30条により、有識者・事業者・消費者から構成する「山口県食の安心・安全審議会」を設置しています。



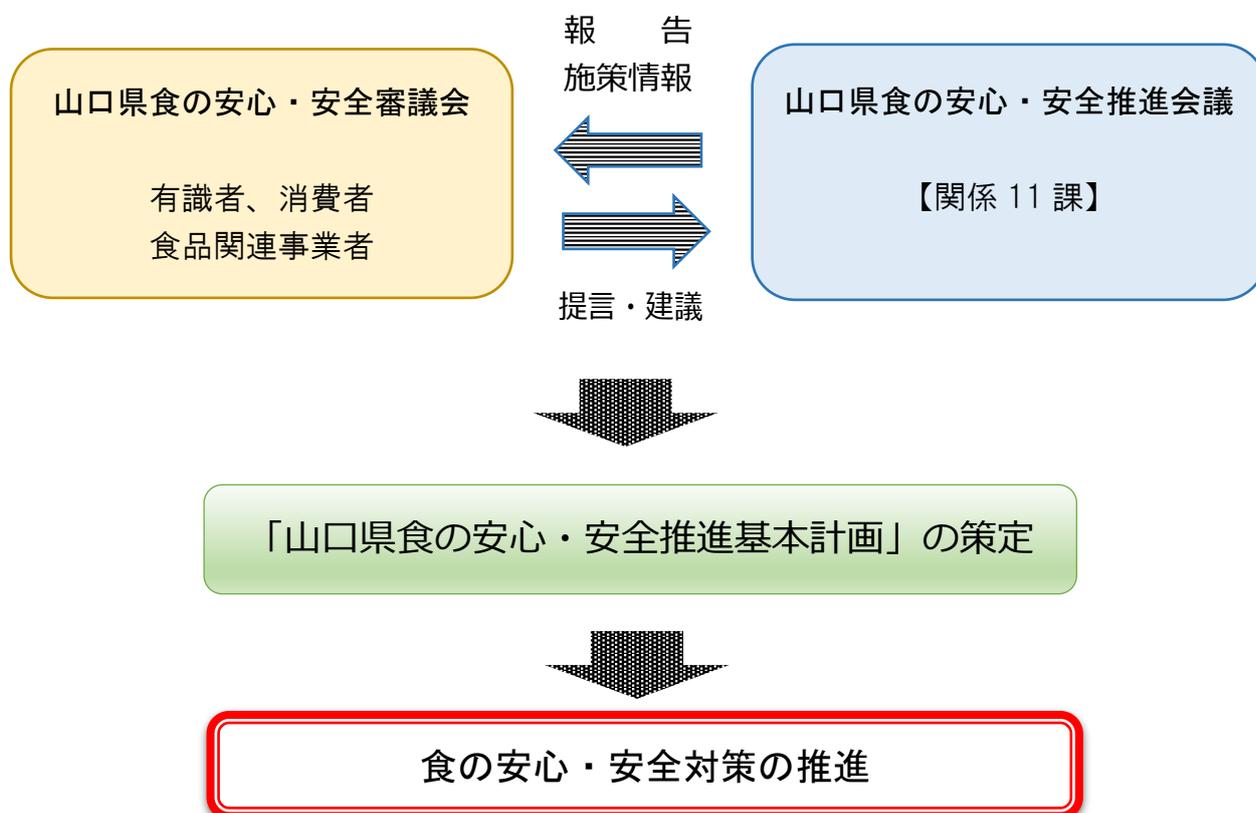
- ◆食の安心・安全に関する重要事項についての調査、審議
- ◆食の安心・安全に関する施策についての建議

※当審議会の提言等を踏まえて、総合的かつ計画的に政策を推進します。

- ・関係部局で構成する「山口県食の安心・安全推進会議」を設置しています。



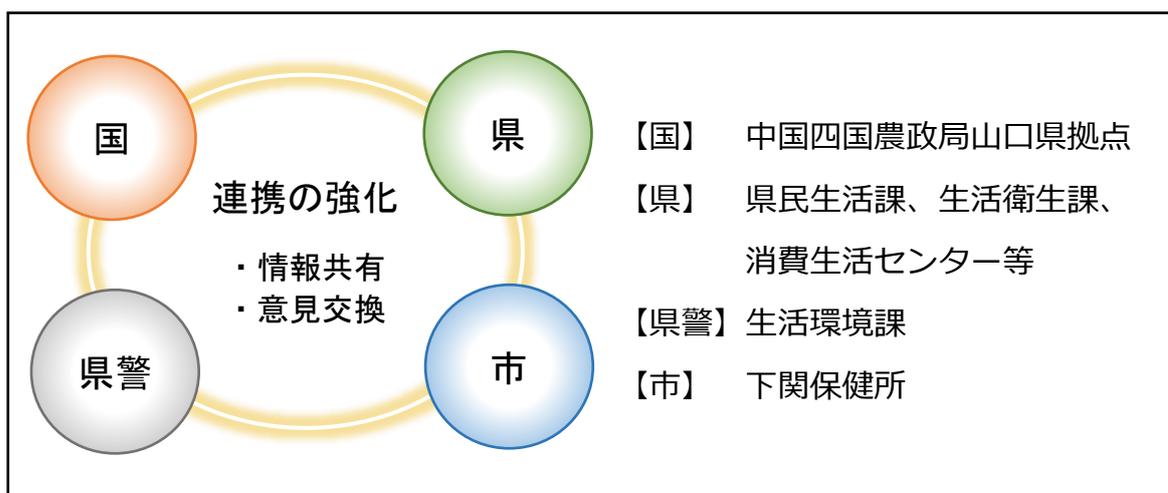
- ◆食の安心・安全に関する事案への対応
- ◆食の安心・安全に関する施策を総合的に策定し実施



○国との連携

- ・関係省庁と連携を図り、情報交換を密にするとともに、施策の実施に当たって相互協力に努めるほか、食の安心・安全対策に関する要望・提案等を行います。
- ・食品表示の適正化を図るため、「山口県食品表示監視協議会」における情報共有や、「監視チーム」による食品表示の監視を通じて効果的かつ機動的な監視指導を行います。

【山口県食品表示監視協議会】



○他の都道府県、市町との連携

- ・他都道府県や市町とも積極的に連携を図りながら、情報の共有化や県民への広報、監視・指導などに取り組みます。
- ・「九州・山口地域食の安全安心連携会議」において、九州・山口各県における食の安全安心を図るため、情報の交換・伝達、危機事案の検証などを毎年度実施し、危機事案発生時に迅速かつ的確に関係自治体と連携を図って対応する体制を整備します。

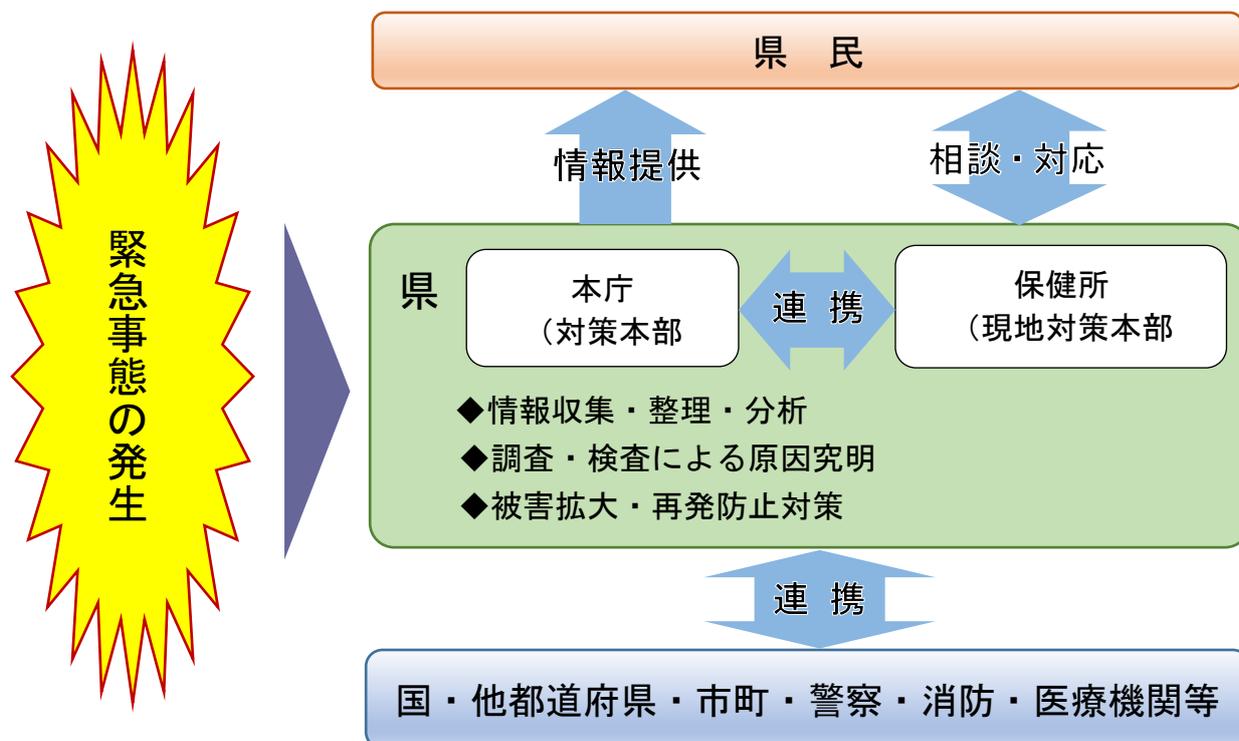
(2) 危機管理体制の整備

○緊急時に備えた体制整備

- ・「山口県危機管理マニュアル」等に基づき、重大な食中毒の発生等、食の安心・安全に関する緊急事態に備えた体制を整備します。

○緊急時事態発生時の的確な対応

- ・広域的な食中毒事案が発生した場合は、拡大防止等のため、国が設置する「広域連携協議会」や九州・山口地域食の安全安心連携会議」を通じて、国や関係都道府県と連携して迅速かつ適切な対策を実施します。
- ・緊急事態の発生時は、「山口県危機管理対策本部」などを設置し、迅速かつ円滑な対応により、事態の早期収拾に努めます。
- ・大規模な食中毒事案が発生した場合は、「山口県危機管理マニュアル」等に基づき、「大規模食中毒等対策本部」を設置し、国や他自治体等と密接に連携して、効果的かつ機動的な対応を行い、被害の拡大防止を図るとともに、県民への迅速かつ正確な情報提供に努めます。
- ・緊急事態発生時には、臨時相談窓口の設置など、県民からの相談や問い合わせに的確に対応し、事態収拾後は、適切な再発防止対策を実施します。



2 計画の推進・点検

○進行管理

有識者等により構成する「山口県食の安心・安全審議会」において、取組の進捗状況や今後の課題等について、情報共有を図った上で審議会委員の意見を聴きながら適正な進行管理に努めます。

○施策の点検

計画の実効性を確保するため、県民意識をはじめとした食を取り巻く環境の変化を的確に把握し、取組内容等の点検を行った上で、効果的な施策を実施します。

○取組状況の公表

計画の進捗状況や施策の取組状況等については、県ホームページ等を通じて、県民に広く公表します。